

第12回規制支援審議会

議事要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全研究・防災支援部門

日時：令和6年2月16日（金）10:00 ～ 12:00

開催方法：オンライン会議

出席者（敬称略、順不同）：

委員：藤田委員長、青木委員、阿部委員、小田委員、神田委員、樋渡委員

オブザーバー：（原子力規制庁）永瀬、成田、根塚、松田、大野

原子力機構：大井川、西山、天谷、外池、宗像、塙、江坂、中村、鬼沢、門馬、勝山
篠田、青山

議事次第：

1. 安全研究・防災支援部門の概況
2. 前回答申への対応状況
3. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定（案）

配布資料リスト：

規審12-0：第12回規制支援審議会 議事次第（案）

規審12-1：第12回規制支援審議会 委員名簿

規審12-2：第11回規制支援審議会 議事要旨

規審12-3：安全研究・防災支援部門の概況

規審12-4：第10回規制支援審議会の答申への対応について

規審12-5：安全研究・防災支援部門の予算、人員の状況

規審12-6：安全研究・防災支援部門の受託事業の予算の状況

規審12-7：安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況

規審12-8：規制支援に係る受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況

規審12-9：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定の
主旨

規審12-10：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定案

規審参12-1：「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を
保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

規審参12-2：規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）

規審参12-3：「原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究」に係る予算
及び人員について

規審参12-4：新旧対照表：規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方
について

議事：

1. 安全研究・防災支援部門の概況

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、規審 12－3 に基づき安全研究・防災支援部門（以下「部門」という。）の概況について説明がなされた。

2. 前回答申への対応状況

原子力機構から、規審 12－4～規審 12－8 に基づき、第 10 回規制支援審議会における答申への対応について、部門の予算及び人員の状況、内部監査の状況、決裁権限とその実施状況及び規制支援に係る受託研究等の実施状況の説明を行った。主な内容は以下のとおりである。

（部門の予算、人員等について）

委員から、受託研究の予算が年々、減ってきているがその理由と部門として問題がないかとの質問があり、国の予算も厳しい状況にあり減少傾向であること、その中でもやるべき研究を精査して実施しており、部門の活動としては特に問題ない旨が回答された。

これらの議論を受けて、安全研究や規制支援に係る人員、予算等の経営資源について、研究予算が部門の安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターに対して十分に配賦され、それぞれで適切に執行されていること、今後も継続的に経営資源に関する情報を開示することで答申へ対応していることが確認された。

（内部監査について）

委員から、受託事業の進め方に関するルールの教育方法について質問があり、テキストを各対象者に配布して読んでもらい、その理解度等を確認するために文書を提出してもらっている旨が回答された。また、委員から、教育テキストの内容及び理解度確認の結果等について確認したいとの意見があり、次回の審議会で報告することとなった。なお、前回答申書における指摘事項という記載は、内部監査上はコメントとして扱われており、被監査部署において対応すべき事項であることが補足された。

これらの議論を受けて、内部監査におけるコメントに対し、部門における改善の取組が適切に実施されていることが確認された。

（部門における決裁権限とその実施状況について）

委員から、センター内の人事権はセンター長が持っているのかとの質問があり、原子力機構全体としての人事制度があり、その制度に従った上で、センター長から提案される人事については役員会議の場で承認される形になっている旨が回答された。

これらの議論を受けて、被規制施設を有する部門の長を兼務している部門長の決裁に関し、決裁権限の変更が継続して実施されていること、その結果として部門長ではなく理事長の決裁がなされたことが確認された。

(規制支援に係る受託研究、共同研究等の実施状況について)

委員から、受託研究と共同研究の違いについて質問があり、受託研究は、委託元が実施すべき研究を、原子力機構が受託して実施するものであるのに対し、共同研究は、原子力機構が共同研究先の組織と研究内容を協議した上で実施する研究である旨が回答された。

委員から、NSRR を用いた共同研究は規制に直結するものではないのかとの確認があり、NSRR を用いた実験では、事業者等と共同で実験データを取得するものの、規制に直結するようなデータの解釈の部分については、事業者等に妨げられることなく原子力機構の方で独自に実施している旨が回答された。

委員から、大規模な施設を使った安全研究について、諸外国では規制側と被規制側で共同研究をする際は自由に実施されているのかとの質問があり、米国における原子力規制委員会と電力研究所との研究協力においては、共同研究ガイドラインが定められている旨が回答された。また、委員から、バイアスがかからないように調和を図りながら共同研究を実施するためのルールなり基準なりを、諸外国の例を参考にしながら整理すべきとの意見があり、今後検討していく旨が回答された。

委員から、再委託の際にも利益相反の確認はされているのかについて質問があり、再委託先と結ぶ契約書において、利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けないことを明記している旨が回答された。

これらの議論を受けて、受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況については、受託事業の進め方に関するルールに基づき、部門が実施した自己点検結果等を参考としつつ審議し、業務実施における中立性と透明性が担保されていることが確認された。

3. 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方についての改定（案）

原子力機構から、規審 12-9 及び規審 12-10 に基づき、受託事業の進め方に関するルールの改定案について説明を行った。

委員から、共同研究において相応の費用分担で対等な立場で実施しているから利益相反は生じないとの記載があるが、相応の費用分担は当然のことであり、それをもって利益相反につながらないという理由にはならないとの意見があり、当該文章を修正することとなった。

オブザーバー（原子力規制庁）から、改定案の共同研究に関する追記について、共同研究に関する記載が唐突に出てくるので、もう少し説明を加えた方がよいとの意見があり、改定案の文章を修正することとなった。

これらの議論を受けて、原子力機構から提示された受託事業の進め方に関するルールの改定案についてはおおむね委員の理解が得られ、本審議会でのコメントを踏まえて適切に修正し、ルールの改定に向けた手続きを進めることとなった。

4. その他

原子力機構において、本日の議事要旨、答申書の素案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上